



地震・津波にそなえて



住吉・城東地区自主防災会連合会 会長 濱 泰臣 (泰心商事)

木造住宅耐震化について

- 南海地震は今後 30 年以内に 60% 程度の確率で起こると予想されています。県内では震度 5 強～6 強の揺れが起これば建物倒壊による被害が考えられます。
- 阪神・淡路大震災で倒壊した家屋の多くは昭和 56 年以前に建てられた木造住宅でした。この地震では 6 千人を超える人命が失われました。全壊した住宅は 25 万戸に及び、死亡原因の 8 割以上が家屋の倒壊による圧死でした。そこで
- まずは耐震診断をお受け下さい。
- 耐震診断とは建物が地震に対してどの程度耐えられるかを総合的に判定することです。耐震診断員が構造の評価を数値で表します。
- 耐震診断員とは、県に登録した建築事務所に所属する建築士で、県の講習を受け登録をしています。(徳島県木造住宅耐震診断員。耐震改修アドバイザーの登録証を持っています。)
- 診断する住宅はどんな住宅ですか？
次のすべてに該当する木造住宅です。

(併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です)

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの
- ② 在来軸組構法、伝統構法で建築されたもの
(プレハブ、ツーバイフォーは除かれます)
- ③ 地上三階建てまでのもの
- ④ 現在も居住しているもの

- 診断費用はいくらかかりますか？

※徳島市にお住まいの方は無料です。(平成 22 年度現在)

- 耐震診断の進め方

- ① お住まいの市町村窓口にて申込をして下さい。
- ② 市町村から診断対象住宅に選ばれた旨の通知が届きます。
- ③ 耐震診断員が訪問日の調整のために電話をし

ます。

- ④ 打合せの訪問日に、耐震診断員が調査を実施します。
- ⑤ 耐震診断員が再度訪問し、診断結果を説明します。

ハザードマップについて

- ハザードマップとは災害が発生した場合において災害現象により影響が及ぶと想定される区域および避難に関する情報を地図にまとめたものです。
- ハザードマップは平時からの住民の防災意識の啓発と災害時における円滑な避難行動の促進によって人的被害の軽減を図ることが主な目的とされています。
- ハザードマップを単に住民に配付しただけでは災害イメージの固定化などを招くなど防災上かえって逆効果をもたらす可能性があるため公表の際には住民への周知や適切な理解利用をうながすためのフォローアップを実施することが大変重要です。
- ハザードマップは住民の自助力向上のためのツールとして利用されることのみならず行政と住民とのリスクコミュニケーションのための一つのツールとして活用されることがのぞましいのです。

被害想定について

- 被害想定とは地震などの災害が発生した場合に想定される被害(人的被害や家屋被害)の規模を推定したものです。
- 被害想定は一般に地域の防災対策の推進を目的として実施されるもので、自治体が地域防災計画を策定する時の前提となります。
- 被害想定で想定される被害規模は、季節や時間

帯や気象条件の設定により異なるため、被害想定はそれらの諸条件を設定して推定されます。

- 被害想定の結果は、災害発生の位置や規模などの前提条件に基づき求められるもので、それ以上の被害をもたらすような災害も発生する可能性があります。

風評被害について

- 風評被害とは事実に反することや、小さいことが大げさに取り上げられ、世間でうわさが広まり、特定の人物、業界、地域が被害を受けることをいいます。多くは事件や事故をメディアが取り上げ、それが人々の間で風評（うわさ）となり、主に経済的な被害を多数発生させます。
- パニックが起きるのは次の4つの条件がほぼ同

時に満たされたときと考えられます。

- ① 差し迫った危険があるという認識が人々の間にあるとき。
- ② 脱出の可能性があるとき。
- ③ 脱出口に制約があり全員が避難できそうにないとき。
- ④ 正常なコミュニケーションが欠けているとき。

- パニックを防止するにはパニックが起きるための4つの条件がそろって成立つことがないように工夫することです。また避難の指示や避難誘導がスムーズにいくように日頃からの訓練や広報などのコミュニケーションを作っておくことです。

徳島県では

建築物耐震相談所

を開設しています

住宅、マンション、事務所、病院などの耐震診断や改修工事に関する相談をはじめ建物の構造に関する相談に応じます



防災すたぢくん

相談料
無料

建物構造に詳しい建築士が無料で相談に応じます

☎電話相談や電話予約もできます

相談
時間

毎週水曜日の午後1時から5時まで

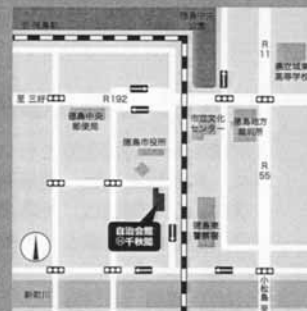
祝日・年末年始を除く

相談
場所

社徳島県建築士事務所協会内

自治会館2階(徳島市幸町3丁目55・徳島市役所南)

TEL	088-652-5862
FAX	088-653-5201
E-mail	info@tokushima-aaf.or.jp



相談場所案内図